(仮称)鎌倉市暴力団排除条例素案について、意見を募集します。

鎌倉市では、安全で安心して暮らすことができるまちづくり推進のため、暴力団排除条例の制定を予定しています。このたび、素案としてまとめましたので、次のとおり意見を募集します。

## ◆意見募集期間

平成23年6月22日(水)から平成23年7月21日(木) 【郵送の場合消印有効】

## ◆提出方法

持参・郵送・FAX・Eメールのいずれかでお願いします。

- ※ 意見書の書式は特にありませんが、住所・氏名・電話番号の記入 をお願いします
- ※ 電話でのご意見はご遠慮ください(必ず書面にてお願いします)

#### ◆提出先

鎌倉市防災安全部安全安心推進課(第3分庁舎1階)

〒248-8686 鎌倉市御成町 18番 10号

FAX番号 0467-23-9900

Eメール anan@city.kamakura.kanagawa.jp

※ Eメールの場合、必ず件名の記載をお願いします

#### ◆その他

いただきましたご意見とそれに対する鎌倉市の回答は、平成23年8月 以降ホームページにて公表いたします(いただきましたご意見を公表す る場合があります)。

※ 個別の回答はいたしかねますのでご了承ください

## ◇お問い合わせ先

鎌倉市防災安全部安全安心推進課 電話 0467-23-3000 (内線 2955)

## (仮称)鎌倉市暴力団排除条例について

#### 条例制定の背景

暴力団員らによる拳銃を使用した抗争事件や、多様な手段による資金獲得活動などが市民生活の身近な場所で発生することに対し、暴力団排除の取り組みが都道府県を中心に多くの市町村で行われています。

神奈川県では、平成23年4月1日に暴力団排除条例を施行しました。今後、地域社会から暴力団を排除し、安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進していくためにも、鎌倉市としての取り組みを明確にすることが重要です。また、暴力団排除を有効的かつ効果的に推進していくために、神奈川県条例と連携し、補完する市の条例制定が必要です。そのため、(仮称)鎌倉市暴力団排除条例を制定し、鎌倉市から暴力団を排除することで安全で安心して暮らすことができるまちづくりを推進していこうとするものです。

#### 1 条例の目的

この条例は、暴力団排除についての基本理念を定め、市の責務と市民の役割を明らかにし、暴力団排除を推進するために必要な事項を定め、暴力団の排除を推進することにより、安全で安心して暮らすことができる社会の実現に資することを目的とします。

#### 2 この条例で使用する言葉の意味

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律 第77号。以下「法」という。)第2条第2号に規定する暴力団
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員
- (3) 暴力団員等 暴力団員または暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- (4) 暴力団経営支配法人等 法人でその役員(名称を問わず法人に対し支配力を有するものと認められる者を含む)のうちに暴力団員等に該当する者及び暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じて法人の活動に支配的な影響力を有する者

#### 3 基本理念

暴力団は、事業活動または、市民生活に不当な影響を生じさせる存在であるということを認識し、その排除のために暴力団を恐れないこと、暴力団に協力しないこと、暴力団を利用しないことを旨とし、市、県、他の市町村、事業者、市民及び暴力団排除に自主的に取り組む団体が相互に連携し、協力して暴力団排除を推進することを基本理念とします。

#### 4 市の責務

市は基本理念にのっとり、暴力団排除に関する総合的な施策を策定し、実施する 責務を有することとします。市は県やその他の暴力団員による不当な行為の防止を 目的とする団体との連携を図りながら、暴力団排除を推進します。

また、市は、連携のもとに県が行う暴力団排除に関する施策について、必要な情報の提供を提供するものとします。

## 5 市民の役割

市民は、基本理念にのっとり暴力団排除のための役割を果たすものとします。

## 6 市職員等への不当な要求に対する措置

市は、職員及び公の施設の指定管理者が暴力団による不当な要求に適切に対応するために必要な指針の策定、体制の整備その他必要な措置を講ずるものとします。

## 7 市の契約事務における暴力団排除

市は、公共工事その他の契約に関する事務の執行が、暴力団の利するところとならないよう、暴力団及び暴力団関係団体等を排除するために必要な措置を講ずるものとします。

#### 8 市の給付金の交付における暴力団排除

市は、補助金、利子補給金、その他反対給付を受けない給付金を交付することが、暴力団を利することのないよう、必要な措置を講ずるものとします。

#### 9 市の公の施設における暴力団排除

市は、市が設置する公の施設について、暴力団及び暴力団関係団体等にその管理をさせないこととします。

また、市長、行政委員会の長及び指定管理者は、市が設置する公の施設の使用または利用が、暴力団の利することになるときは、利用の承認をしないまたはその取り消しをすることができることとします。

#### 10 市民に対する支援

市は、市民が暴力団排除に積極的な役割を果たすことができるよう、情報の提供やその他必要な支援を行うものとします。

#### 11 広報及び啓発

市は、市民が暴力団排除に関する理解を深めることができるように、広報及び啓発を行うものとします。

## 12 国、県及びその他市町村との連携

市は、国及び他の地方公共団体との連携を図り、協力することにより、暴力団排除の効果的な推進に努めるものとします。

# 参考

「2 この条例で使用する言葉の意味」で引用している法律条文は、次のとおりです。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律77号)(抄)

(定義)

- 第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定 めるところによる。
  - 1 暴力的不法行為等 別表に掲げる罪のうち国家公安委員会規則で定めるもの に当たる違法な行為をいう。
  - 2 暴力団 その団体の構成員(その団体の構成団体の構成員を含む。)が集団的 に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をい う。
  - 3 指定暴力団 次条の規定により指定された暴力団をいう。
  - 4 指定暴力団連合 第4条の規定により指定された暴力団をいう。
  - 5 指定暴力団等 指定暴力団又は指定暴力団連合をいう。
  - 6 暴力団員 暴力団の構成員をいう。
  - 7 暴力的要求行為 第9条の規定に違反する行為をいう。
  - 8 準暴力的要求行為 一の指定暴力団等の暴力団員以外の者が当該指定暴力団等又はその第9条に規定する系列上位指定暴力団等の威力を示して同条各号に掲げる行為をすることをいう。